

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により<u>行う特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって<u>自らが保有するもの</u>を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	略	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により<u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>であって同表の<u>主務省令で定める事務及び情報を定める命令</u>（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「<u>主務省令</u>」という。）で定める<u>事務</u>その他規則で定める<u>事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって<u>主務省令で定めるもの</u>その他規則で定める<u>特定個人情報</u>を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報の提供</u>を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	略
執行機関	事務								
1 市長	略								
執行機関	事務								
1 市長	略								

参考資料

2 市長	略
3 市長	略
4 市長	略
5 市長	白岡市子ども医療費支給に関する条例 (昭和48年白岡町条例第18号)による 子ども医療費の支給に関する事務で あって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭

2 市長	略
3 市長	略
4 市長	略

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医

	<p>和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって</p>
--	--	--	--

		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資			身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
					生活保護関係情報であつ

	<p>者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>格に関する情報（以下「医療保険被保険者資格関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</p>		<p>て規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	

参考資料

	あつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険被保険者資格関係情報であつて規則で定めるもの 特別児童扶養手当等関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	白岡市子ども医療費支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 医療保険被保険者資格関係情報であつて規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて規則で定めるもの